

浜岡原子力発電所 1、2 号機 廃止措置計画の変更認可申請について

2022 年 4 月 6 日

当社は、本日、原子炉等規制法(注1)に基づき、「浜岡原子力発電所 1 号原子炉及び 2 号原子炉廃止措置計画」(以下、「廃止措置計画」という。)の変更認可申請書を原子力規制委員会に提出しましたので、お知らせします。

今後、原子力規制委員会による審査を受けてまいります。

主な変更内容

■1、2号機の性能維持施設(注2)である廃液濃縮器(注3)の維持台数を変更

廃液濃縮器の過去の運転実績や今後発生する廃液の量を踏まえ、当該濃縮器の維持台数を各号機 2 台から 1 台に変更します。

■1、2号機の廃止措置計画の分割

1、2号機が一体となっていた廃止措置計画を号機ごとに分割します。

注 1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」とい
い、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を
防止し、公共の安全を図るために必要な規制を行う法律です。

注 2 性能維持施設は、公衆及び放射線業務従事者の受ける線量の抑制又は低減の観点から、廃止
措置期間中に性能を維持すべき施設です。

注 3 廃液濃縮器は放射線管理区域内の作業で発生した廃液等をボイラの蒸気で加熱し、濃縮処理
を行う装置です。

以 上